

埼玉県浦和東警察署告示第14号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定により
確認事務の一部を委託したので、法第51条の12第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月9日

埼玉県浦和東警察署長 新井和夫

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

シンテイ警備株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

東京都中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

埼玉県浦和東警察署の管轄区域

(2) 期間

令和元年10月1日から令和3年9月30日